



® 平成31年 1月21日(月)

No. 14854 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中小企業における知財マネジメントの基本⑨
中小企業における知的財産活用とファイナンス (1)

☆経済産業省令第71号 (10)
☆経済産業省令第74号 (16)

中小企業における知財マネジメントの基本⑨

中小企業における知的財産活用と ファイナンス

吉備国際大学大学院知的財産学研究所 教授 生駒 正文
上辻行政書士事務所長・知財マネジメント支援 上辻 靖夫

はじめに

企業での資金調達はキャッシュフローとファイナンスの関係でいえば、企業経営で本質的に重要なことは、キャッシュフローを円滑にする手段がファイナンス(知的財産・知的財産権担保融資等)である。そのためにも企業収益の拡大を図る「知的財産」を

活かし、育成し、「知的財産権」を有効活用することであって、「知的財産」等を企業経営の柱にし、体制を整える必要がある。

「知的財産・知的財産権担保融資」に関係する契約書の作成支援は、行政書士が行うことができる。知的財産権の対象が著作物でなく、たとえば特許権で

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



あっても、特許庁への質権設定登録申請を行政書士が行うこともできる。ただし、需要は多くはない。金融機関にとって、知的財産権の評価、知的財産権を活用した事業性の評価は、まだまだ得意分野にはなっていないように見受けられる。しかしながら、中小企業では他に担保がないという理由等により、知的財産権担保融資を利用する機会が確かにあるので、ここに紹介する次第である。

1. 「知的財産権担保融資」とは、どのようなものか

会社の運転資金や研究開発に必要な資金の借入を希望する事業者にとって、土地・建物等の担保が不足する場合に、知的財産権を活用したいというニーズがある。対象となる知的財産権は、プログラム・音楽・データベース等の著作権、特許権・実用新案権等との関係で活用されているようである。

金融機関からみれば、担保融資の対象となる知的財産権については、以下の点を考慮することになる。

(1) 当該知的財産権が権利として確実なものか

特許登録原簿等に異議申し立てや無効審判請求等の記録がないかというチェックは必要である。産業財産権では出願公開前のものは対象とならない。権利の共有といった利用・処分権限を制約する要因もチェックされる。

(2) 当該知的財産権が債務者の事業にとって不可欠なものとなっているか

必ずしも事業に必要とされない知的財産権は、債務者(融資を受ける事業者)にとって債務の履行を確実にさせるための担保、強制力としても十分に機能しないことになる。そこで、担保取得する知的財産権は、債務者の事業の収益、競争力の源泉になっていることが重要である。

(3) 当該知的財産権を活用した事業に収益性、将来性、市場性があるか

当該知的財産権が、債務者が債務を十分に弁済しうる収益を生む価値を、長期間維持できるかを慎重に見極めることになる。たとえば著作権に質権を設定したときでも、動産の質権のように留置的効力はないので、債務者は引き続き当該著作権の利用・収益等を行うことができるし、ライセ

ンス契約によりライセンシーから利用料を得ることもできる。そうした収益性の見通しが重要になる。

(4) 権利の有効残存期間

以下の知的財産権の存続期間(終期)を参考に、有効残存期間を確認する。

- ・特許権 原則、出願の日から最長20年
- ・実用新案権 出願の日から10年
- ・意匠権 設定登録の日から最長20年

(平成19年3月31日以前の意匠登録出願については、設定の登録の日から最長15年)

- ・商標権 設定登録の日から10年、ただし10年ごとに更新登録可能。
- ・著作権 著作者の死後原則50年、無名・変名又は法人著作の場合は公表の日から50年。映画は公表から70年。ただし、米国を除く十一カ国が参加する環太平洋パートナーシップ協定(TPP)が発効すると50年のものは70年に延長となる。(すでに存続期間が満了してもものを蘇らせることはない。)

2. 「知的財産権担保融資」関係書類の作成実務

「知的財産権担保融資」では、以下の(1)か(2)のいずれかを選択することになる。

(1) 質権設定契約証書に合意し押印後、

- ・「産業財産権」のときは、特許庁への質権設定登録申請書(印紙額:債権額の4/1000)を提出
- ・「プログラムの著作権」のときは、(一財)ソフトウエア情報センターに質権設定登録申請書(印紙額:債権額の4/1000)を提出
- ・「プログラム以外の著作権」のときは、文化庁に質権設定登録申請書(印紙額:債権額の4/1000)を提出

(2) 譲渡担保権設定契約証書に合意し押印後、

- ・特許庁への「(譲渡による)特許権移転登録申請書」(印紙額:1件15,000円)を提出
- ・「プログラムの著作権」のときは、(一財)ソフトウエア情報センターに「(譲渡による)著作